

令和 7 年 6 月 1 1 日から市営住宅の入居者を募集します ～補欠者の繰り上げ当選制度を実施します～

令和 7 年 6 月 1 1 日から 6 月 2 0 日まで市営住宅 1 7 2 戸の入居者を募集します。
今回の募集から、補欠者の繰り上げ当選制度を実施します。

【変更のポイント】

○補欠者の繰り上げ当選制度の実施

- ・募集住戸の当選者が失格又は辞退した場合、補欠者（次点者）を繰り上げ当選者とし、募集住戸を案内します。
- ・今までは、当選者が失格又は辞退した住戸について、次回以降の募集で御案内していましたが、今回の導入により、落選者の入居機会確保及び長期間空家の解消促進を図ります。

1 募集戸数

新築 3 戸、空き家 1 6 9 戸（計 1 7 2 戸）

※新築情報（3 戸）

住宅名：真福寺住宅

所在地：麻生区王禅寺西 7 丁目 1 8 番 1 号

最寄りの交通機関：小田急線新百合ヶ丘駅からバス 6 分「柿生新橋」下車徒歩 1 分／
小田急線柿生駅からバス 3 分「真福寺」下車徒歩 4 分

完成年度：令和 7 年 6 月完成予定

2 募集のしおり（申込書）の配布・受付期間

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）から 6 月 2 0 日（金）まで

3 募集のしおり（申込書）の配布場所

川崎市住宅供給公社、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、区役所、支所、出張所、
行政サービスコーナー、かわさき情報プラザ、川崎県民センター県民の声・相談室、
シニア・ジョブスタイル・かながわ、国際交流センター

4 申込方法・申込先・募集の問合せ先

(1) 申込方法

郵送（令和 7 年 6 月 2 0 日（金）の消印まで有効）又は川崎市住宅供給公社の受入箱へ投函
（令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午後 5 時 1 5 分締切）

(2) 申込先

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-2-4 川崎市住宅供給公社住宅部市営住宅管理課

(3) 募集の問合せ先

専用電話 044-244-7578

5 抽選及び抽選結果

(1) 抽選

令和7年8月7日（木）

抽選会の様子を川崎市住宅供給公社ホームページで公開します。（当日午後1時から5時まで）

(2) 抽選結果

令和7年8月8日（金） 各区役所に掲示

※川崎市及び川崎市住宅供給公社ホームページでは、令和7年8月7日（木）午後2時掲載予定

川崎市住宅供給公社ホームページ

<https://www.kawasaki-jk.or.jp>



6 申込資格

住宅に困窮し、次の全てに当てはまること。暴力団員に該当する場合は、入居できません。

- (1) 同居親族があること。（単身者向けを除く。）
- (2) 市内在住又は市内の勤務先に1年以上勤務していること。
- (3) 計算した月収額が次の金額を超えないこと。

ア 普通世帯（特認世帯以外） 158,000 円

イ 特認世帯（高齢者・心身障害者・同居者に義務教育終了前の子がいる世帯） 214,000 円

※このほか、申込区分に応じて一定の申込資格が必要となります。

問合せ先

（制度全般）

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 須山

電話 044-200-2948

（申込手続き）

川崎市住宅供給公社住宅部市営住宅管理課 向井

電話 044-244-5678

申込区分一覧

申込区分		戸 数
新築	若年・子育て世帯向け【期限付き】	3 戸
	合計	3戸
空 き 家	一般世帯向け	5 0 戸
	若年・子育て世帯向け【期限付き】	2 2 戸
	世帯向け(高齢者・心身障害者世帯)	1 9 戸
	単身者向け	3 2 戸
	単身者向け(60 歳未満)【期限付き】	6 戸
	大家族世帯向け	3 戸
	シルバーハウジング 単身者向け	1 6 戸
	シルバーハウジング 世帯向け	7 戸
	特別空家 世帯向け	4 戸
	特別空家 単身者向け	1 0 戸
	合計	169戸
募集戸数(新築＋空き家)		172戸

申込区分	申込資格
一般世帯向け	同居親族がある申込者を対象とした区分
若年・子育て世帯向け	未就学児童を含む親族と2人以上の世帯又は申込者を含め同居親族全員が40歳未満の世帯を対象とした区分
世帯向け (高齢者・心身障害者世帯)	同居親族がある申込者のうち、 <u>高齢者と心身障害者世帯</u> を対象とした区分
単身者向け	<u>同居親族がない高齢者や心身障害者等</u> を対象とした区分
単身者向け (60 歳未満)	<u>同居親族がない60 歳未満</u> の申込者を対象とした区分
シルバーハウジング 単身者向け	<u>高齢者に配慮</u> した住宅で、 <u>同居親族がない65 歳以上</u> の申込者を対象とした区分
シルバーハウジング 世帯向け	<u>高齢者に配慮</u> した住宅で、 <u>65 歳以上の申込者と同居者(配偶者又は65 歳以上の親族)の2人</u> を対象とした区分
特別空家	入居者が当該住戸内で死亡して発見されるなど、通常の申込区分と区別し募集する住戸